

平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 山下医科器械株式会社
代表者名 代表取締役社長 山下 尚登
(コード番号: 3 0 2 2 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長
伊藤 秀憲
(TEL. 0 9 2 - 7 2 6 - 8 2 0 0)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、下記のとおり改定することを決議しましたので、お知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ改定するものであります。

なお、当社では施行日に合わせ平成 27 年 5 月 1 日から運用を開始する予定です。

記

1. 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社グループの役職員が遵守すべきルールを示した「倫理綱領」および「企業行動憲章」を定め、その遵守について、継続して周知徹底を図る。
 - (2) 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - (3) 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - (4) 当社は、当社グループの役職員に対し、年 1 回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - (5) 監査室は、全ての部署に対し、年 1 回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長に報告する。
 - (6) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

- (7) リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
- (8) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (2) 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「品質管理規程」に基づく「リスク管理規程」、および「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
- (2) 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。

4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会で選任された執行役員及び業務執行取締役を構成員として執行役員会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
- (2) 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項および執行役員会議からの付議事項を審議する。
- (3) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対し、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
- (2) 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査役会の同意を要する。
 - (2) 当社は、監査役の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査役の指揮命令に従わせるものとする。
8. 当社および当社子会社の取締役等および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社グループの役職員は、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に従い、監査役が求める報告および情報提供を行う。
 - (2) 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査役に報告を行う体制とする。
 - (4) 監査役に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査役からの求めがある場合、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会のほか、執行役員会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - (2) 監査役は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - (3) 監査役会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - (4) 監査役会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査役会に報告する。

以 上